

## 令和4年度 中小企業等事業復活給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「事業復活支援金」を受給し事業継続に取り組む中小企業者の皆様を支援するため、市内に事業所がある中小企業者、個人事業主等の皆様へ「中小企業等事業復活給付金」を交付します。

※「事業復活支援金」とは、令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月を対象に国が支給している「事業復活支援金」のことを言います。

### 給付金額

法人

20 万円

個人事業主等

10 万円

**A** 給付対象となる具体例が記載されていますので、  
参考 ご確認ください。

※給付金の交付は、1事業者1回限りです。

### 受付期間

令和4年 **6月1日**（水）～令和4年 **12月28日**（水）まで

※令和4年12月28日（水）当日消印有効

※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

### 交付対象者

- 石岡市内に主たる事業所を有する中小企業者等又は個人事業者で、令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月を対象に国が支給した「事業復活支援金」を受給している事業者
- 給付金申請時において、必要な許認可を取得の上市内で事業を営み、かつ、事業を継続していく意思がある事業者。
- 市税を滞納していない事業者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持たない事業者

※その他にも要件があります。詳細はホームページでご確認ください。

### 申請方法

**郵送申請** ※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送申請にご協力をお願いいたします。

【宛先】

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工観光課 宛

[ホームページ](#)からダウンロードしてください。

### 申請書

申請書は、市役所本庁舎（商工観光課）、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会でも受取れます。

## 提出書類 下記【1】～【9】

書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください。

### 【1】「申請時チェックリスト」

- チェックリストの項目をご確認のうえ、「申請者チェック欄」にチェックをし、必ず申請書に添付してください。

### 【2】「中小企業等事業復活給付金交付申請書兼請求書」（様式第1号）

- 押印が必要です。※法人は必ず代表者印を押印してください。
- 「振込先欄」に不備がある場合、給付金の入金が出来ませんので、記入間違いがないよう記入してください。

### 【3】「中小企業等事業復活給付金申告書・誓約書」

- 申請者の「主たる業種」を必ずチェックしてください。
- 国の事業復活支援金（以下「国支援金」という。）の支給を受けた事業内容を記入してください。
- 売上減収（国支援金に申請した内容）を記入してください。
- 「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください。

### 【4】申請日時点で、市内に事業実態があることが確認できる書類の写し

- 【例】①個人事業の開業・廃業等届出書の写し  
②営業許可書の写し  
③賃貸借契約書の写し  
④HPの会社案内（市内所在地が分かるもの）、  
⑤公共料金の支払い領収書の写し（3ヶ月分必要となります） など

法人：②～⑤のいずれかを提出 個人：①～⑤のいずれかを提出

### 【5】国「事業復活支援金の振込のお知らせ」の写し又は入金が確認できる書類の写し

### 【6】市税に未納がないことを証明する書類 ※申請月内に発行されたもの

- 市区町村が発行する完納証明書など 例)6月申請の場合は、6/1～6/30に発行された証明
- ※事業者が他市区町村の場合で石岡市に課税が無い場合や申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外に市区町村民税の課税がある場合は、当該税の完納証明書を添付してください。

### 【7】事業を行う個人が他市区町村居住の場合は住民票の写し

※発行から1ヶ月以内のもの

### 【8】法人にあたっては、履歴事項全部証明書の写し ※発行から6ヶ月以内のもの

### 【9】給付金を入金する申請者名義の預金通帳の写し（給付金振込先）

- 通帳を開いて1～2枚目の写し ●ネット銀行の場合は画面データ












参考

# A 支給対象者の具体例

## 新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※個人消費の機会の減少につながるもの  

- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止  

- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行  

- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制  

- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少  

- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと  

- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限  

- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの  

- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請  


上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

※令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月を対象に国が支給した「事業復活支援金（主なQ & AのQ1を参照ください。）」を受給している方が対象です。

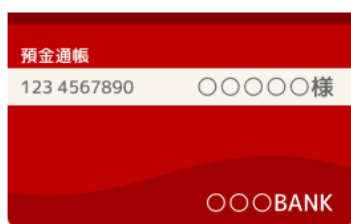
# B 申請者名義の口座の通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

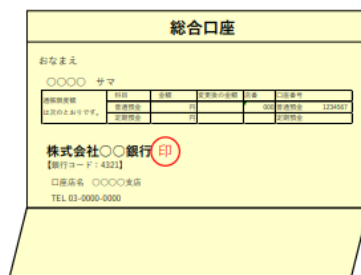
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のおモチ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

# 主なQ & A (詳細は市公式ホームページをご確認ください)

## Q1 石岡市の応援給付金の対象となる中小企業はどのような業種ですか。

中小企業基本法第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者等で、令和3年11月～令和4年3月までのいずれかの月を対象に国が支給する国の「事業復活支援金」の給付を受けた方が対象となります。

※上記国支援金の対象となるのは、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症の影響である場合です。新型コロナウイルス感染症との因果関係が認められない場合は支給対象外となります。

## Q2 石岡市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が石岡市内にある場合は対象者となりますか。

対象となります。法人は、履歴事項全部証明書に記載された本店の所在地又は事業実態のある事業所が市内にあることが条件となります。また、個人事業主においても、主たる事業実態の事業所が市内にあること（石岡市以外の市区町村に事業所を有している場合、市内にある自宅は事業所に含みません。）が条件となります。

## Q3 市内に複数の店舗がある場合は、どのように申請すれば良いですか。

店舗が複数あるときは、1つ記載して申請してください。ただし、給付金の支給は1中小企業者1回限りです。（※複数の店舗があっても、給付金は法人20万円、個人事業主等10万円が限度です。）

## Q4 国の月次支援金の支給を受けている場合は、本給付金の支給対象となりますか。

国の事業復活支援金の支給を受けていれば支給の対象となります。ただし、給付金の交付は1中小企業者1回限りです。

## Q5 給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がない場合、申請書が到達してから2週間程度で指定口座へ入金いたします。

申請先及び  
お問合せ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1  
石岡市役所産業戦略部商工観光課  
TEL：0299-23-1111 FAX：0299-24-5358

